



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*62 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1

規 則

和歌山県規則第62号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和61年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「厚生省令」を「総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令」に改める。

第3条中「第9条第1項」を「第3条第1項」に、「平成12年厚生省告示第144号」を「平成25年内閣府告示第228号」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第7条中「うえ当該」を「上、当該」に改める。

第9条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。

第12条第1項中「第25条」を「第8条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第5条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 施行規則第5条の実費弁償請求書は、別記第10号様式による。

第16条第1項中「第30条」を「第13条第1項」に、「第23条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表中「第10条第1号から第4号まで」を「第4条第1号から第4号まで」に、「第10条第5号から第10号まで」を「第4条第5号から第10号まで」に改める。

別記第5号様式表面中「第27条」を「第10条」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏面)

第 号

所 属 庁

職 名 氏 名

年 月 日交付

和歌山県知事 氏 名 印

災害救助法 (抜粋)

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

証票の大きさは、縦10センチメートル、横8センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第11号様式中「第29条」を「第12条」に改める。

別記第12号様式中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。